

頁	正	誤
解答編 43	第 19 問（通関士の確認）	
	2 ……この場合、「違反行為をした者」とは、当該違反行為があったことにつき、税関長が心証を得た者をいう《通関業法第 31 条第 2 項第 <u>2</u> 号、第 6 条第 4 号イ、同法基本通達 31-4》。	2 ……この場合、「違反行為をした者」とは、当該違反行為があったことにつき、税関長が心証を得た者をいう《通関業法第 31 条第 2 項第 <u>1</u> 号、第 6 条第 4 号イ、同法基本通達 31-4》。
解答編 133	【欠格事由等該否確認】	
	< 6 > =○ 第 31 条第 2 項第 <u>2</u> 号、第 6 条第 4 号イ、基本通達 31-4	< 6 > =○ 第 31 条第 2 項第 <u>1</u> 号、第 6 条第 4 号イ、基本通達 31-4